

「子ども家庭支援」

里親委託継続のための養育環境構築に関する一考察

—思春期の養育負担の予防に焦点をあてて—

日本社会事業大学大学院
博士前期課程1年 赤石達樹

1. 研究の背景と目的

2000年代に入り、専門里親制度の創設（2002）や養育里親への研修の義務化（2008）をはじめ、現在に至るまで里親制度の拡充が図られている。こうした制度拡充の流れは、家庭的養護の推進を目的にしたものであり、2011年には里親委託優先の原則を盛り込んだ「里親委託ガイドライン」の策定や、社会的養護における里親等委託の割合を全体の3分の1以上にする目標が示されるなど家庭的養護の代表である里親養育に対して、社会的な期待が高まっている。背景には、子どもの権利条約の履行向上を目的に国連の「子どもの代替的養育のための指針」（2009）の存在がある。指針では「全ての子どもと若者が実親によって適切にはぐぐまれるよう最大限の努力をすべき」とされ、実親家庭への復帰が無理かどうかの判断は、「適切な支援があっても」という条件がつけられる。そして、安定した家庭と継続性のある養育者へのアタッチメントと永続性が保障されるよう勧められている。

しかし、日本において里親養育推進に対する社会的な期待は高まっているものの、適切な支援は追いついておらず、里親が養育に負担を感じながらも、委託解除することへのためらいから養育を続けているケースも多数報告されている。

2012年の全国児童相談所長会による報告では、一定期間中の委託解除事例565ケースにおいて、子どもの対応困難な要因及びその年齢別の

割合を明らかにしている。そのうち、「子どもと里親の関係性」を理由にした委託解除は約25%であった。子ども側の要因は、7歳以降になると反撥・反抗、発達障害、暴力・破壊行為、里親宅への不適応で約半数となる。13歳以降で反撥・反抗、学校への不適応・不登校、生活の乱れや情緒的不安定など養育困難な項目が顕著に増加していく。同時に、里親との関係不適応から非行傾向に移っていく質の変化がみられる。つまり、子どもの年齢が上がるにつれて、養育課題が増加するとともに質も変化し、さらに思春期特有の問題と重なっていく。

里親側の要因についても、職業の変化、家族の介護の発生、里親本人の病気といった家庭事情が指摘されている。また、養育負担感は委託解除の最大の要因であり、子どもの年齢が上がるにつれて、里親の養育負担感と拒否感の割合が大きくなることが示されている。こうしたことから、養育負担感の軽減や委託継続には、事前に要因を把握し、思春期を迎える前から予防的な環境構築をおこなっていくことが重要といえよう。櫻井(1997)は、里親と子どもの関係が良い悪にかかわらず、困難な状況が起きた際に、有効なサポートが得られないと委託継続が難しくなることを指摘するなど、里親家庭へのサポートが関係維持に必要と指摘する。

これらの先行研究を踏まえ、本研究では、思春期の要保護児童の養育経験を持つ里親が、子どもの成長過程で現れる困難や課題をどのように乗り越え、子どもとの良好な関係を維持してきたかを明らかにする。その上で、委託解除の大きなりスクである養育負担の高まる思春期を見据えて、養育困難な状況を予防する効果的な環境構築および委託継続の視点を考察する。

2. 調査方法

調査対象：東京都2組・千葉県2組の4家庭6人
 対象選定：全国里親会理事の2氏より「養育経験が豊富で、養育の難しさを迎える思春期前後の養育経験があり、里親養育者としてしっかりと理解を持つ里親」を2組ずつ紹介を受けた。

調査方法：質問項目に基づく半構造化面接

調査時期：2012年9月上旬～10月上旬

質問項目

- ・子どもが委託されてからこれまでの養育について
- ・困難や課題が現れた際に乗り越えるためどうしたか、その工夫
- ・制度や資源について不十分なもの、今後どうあってほしいか

3. 倫理的配慮

調査にあたっては事前に依頼文書を送付し、得られた情報については目的外で使用しないこと、インタビューの内容は記録することを書面で示し、承諾を得た。調査結果については、人権擁護やプライバシー保護に配慮し、対象および関係者が特定されないように留意する。

4. 調査結果

(1) 抽出された子どもの課題・傾向

子どもの養育課題は、暴力や暴言、万引き行為、家の金を盗むなど、社会的逸脱行為などが共通していた。これらは小学校高学年ころから共通してみられ、思春期を迎える以前に養育の難しさが表れ始める兆候といえよう。次に、養育上気になったものを「性格上の特徴」としてまとめると、嘘をつく、境遇への不満や実親への怒り、自尊心の低さなどがあげられる(表1)。

子E・子Fの事例では、中学生の時の不登校をきっかけに、里親が新たな子どもの問題を認識した事例があった。子Eは、学校でのいじめや学力、顧問の部活動参加の拒否などが不登校の原因となり、里親はこの時初めて知的な問題を認識していた。子Fは不登校がきっかけで受診し、愛着障害の診断をうけていた。年齢が上がり、問題が表出してきたのかもしれないが、養育上何らかの配慮が必要だった可能性がある。

(2) 里親が活用した資源

里親が活用していた資源をフォーマルなもの、インフォーマルなものに分類した(表2)。

インタビュー及び抽出項目を検討するとまず、全里親が地域の理解とつながりを重要と認識し、

調査対象者	里親A	里親B	里親C	里親D ¹
里親養育歴(年)	10年	25年	19年	23年
これまでの養育人数(短期委託)	3人(0)	5人以上(10)	2人(10)	2人(10)
年齢	70代	60代	60代	60代
実子有無	有	無(養子3人)	無(養子1人)	無
子ども	子E	子F	子G	子H・(I)
性別	男性	女性	女性	女性・(男性)
委託時	小学校低学年	中学生	乳児	幼児・(幼児)
現在の年齢	高校生	定時制高校	高校卒業	成人・幼児
委託前の養育環境	実親宅および親戚宅での生活の後、短期委託を経て長期委託。	小学低学年まで施設、再統合するがネグレクト。知人宅を経て保護、委託。	乳児院で1年間過ごした後、委託。	5歳の時に施設から委託。

¹主にHについて聞き取りを行い、事例を検討した。子Iは養育課題およびHの養育経験からIに活かしている部分のみ焦点を当てた。

図1 調査対象者の属性

表1 抽出された子どもの課題及び里親が活用した資源（抜粋）

子どもの課題・特徴	
社会的逸脱行為	社会的逸脱行為（小学校高学年頃から）…暴力暴言、家のお金を盗む、家出状態、タバコ、遊び中心の生活、万引き行為
性格上の特徴	性格上の特徴…嘘をつく、学校出席の軽視・行くべき認識のなさ、境遇への不満、実親への怒り、自尊心の低さ、社会的逸脱行動への抵抗感のなさ、損か得かで行動
里親が活用した資源	
フォーマル	里親会、里親サロン、カウンセリング、学校、フリースクール教師、カウンセラー、プレイセラピーやライフストーリーワーク（LSW）、里親大会、学習ボランティア
インフォーマル	地域の理解やつながり、里親同士の交流、子どもが通う学校や保護者の協力など、同居する子ども（成人・養子縁組）の存在

インフォーマルな資源への働きかけが見られた。具体例では、「一家庭ではどうにもならない。地域の理解は不可欠」（A）、「地域の助けと学校とのつながりが大切で、それは子どものため」（B）「PTAや学校行事への積極的な参加」「学校に養育状況を知らせておく」（C）、「学校にはまず子どもを受け入れるように接してほしいと理解を要請」（A）など、子どもが過ごしやすい環境に働きかける姿勢がうかがえる。

次に、子どもにとって「信頼できる大人の存在」である。Eは、中学時に信頼できる中学校の教師と出会っていた。その関係は「なんでも相談している。里親には出さない甘えた態度を見せている」（A）というものであった。さらに、学習ボランティアを通じて、子どもが里親に意見を伝える場面もあった。Fの例では、近くに住む里親の子どもが理解者となっていた。

子どものアイデンティティや生い立ちについて触れる機会も、重要な資源となっていた。具体的には里親大会での当事者との出会い、ライフストーリーワーク、追いたちの振り返りなどである。これらを経験した後に子どもが「全くしなかった施設での暮らしを自ら話すようになった」、「思いを言語化できるようになった」、「里親大会に参加した子どもが同じ境遇の子どもと出会ったことで、状態がとても安定した」などの変化が見られていた。このことから、子どものアイデンティティや生い立ちに触れる機会は子どもにとって、情緒的な安定をもたらす資源となる可能性があるとい

えよう。

（3）支援体制の不十分な点と要望

支援の不十分な点では、相談体制や児童相談所に対する要望、学校の理解の無さ、レスパイト体制、養育スキルの必要性などに分類された。共通していたのは、相談機関の少なさや専門的な知識を持つ専門職の不在に対し、現状の支援に対して満足していない点である。「身近な市町村などで相談できるようにしてほしい」という意見も共通して持っていた。ただ、相談体制については、里親支援事業の強化による里親委託推進委員の設置（2006）や里親専門支援機関事業の制度化（2008）により「以前よりも訪問回数が増えた」など一定の評価をしていた。

思春期にあらわれる養育課題は家庭内だけで解決できるものは少なく、資源をうまく使う必要があるといえる。

5. 考察

主な抽出項目（表1）を示したが、この他に注目すべき点として、里親自身も養育を通じて、里親養育とはかくあるべきという考えを変化させていたことがあげられる。子どもとのかかわりの中で気づいたものであり、養育姿勢が受容を意識したものと変化していたことから垣間見える。以下ではこのことを前提に、調査で浮かび上がったことを述べる。

（1）里親と子ども双方が信頼できる存在の確保 里親と子ども双方にとって信頼できる大人の存

在が、里親家庭にとっては第三者的な役割を果たし、里親と子どもの関係をつなげる存在として大きな役割を持っていることが示唆された。このため、子どもが信頼できるような養育に理解のある存在を得るために、地域や学校などに理解者を作っておくことが養育負担の軽減につながっていくだろう。

(2) 子どもの状態の正確な把握

今回の結果では、里親は子どもの抱える対人関係に関する課題、あるいは情緒面の課題に対して丁寧な関わりを行っていたが、里親自身の経験や養育の価値観が大きく反映されていたといえる。このため、「知的な問題について問題はない」「情緒面はしっかり発達している」と考えていたが、その後様々な養育困難が現れて初めて、子どもの知的な問題や情緒面の発達の遅れに気づく例があった。里親の丁寧なかかわりにも関わらず、見えにくい課題があることが分かった。里親以外の専門的な支援者とともに、子どもの抱える課題に対する見立て、対処を定期的に行うことで、常に子どもの状態や知的な能力水準に気を配るとともに、支援機関や専門家等にアクセスしやすい環境を整える必要があるだろう。ただ、どの里親も養育に関する支援や情報を求めていることを考えると、早急に、定期的に子どもの状態について相談でき、かつ専門的な知識や資源を持ったアドバイザーのような存在が有益であろう。

(3) アイデンティティの重要性

同じ境遇の子ども同士（当事者）が出会ったことで、子どもの状態が安定したというように自分自身の存在やアイデンティティに触れる機会が、子どもの情緒的な安定に寄与したと推測される。実際に、里親Dのように、Hの養育経験を生かして、Iに対してのライフストーリーワークを行ったことで「以前の乳児院での生活を語るようになった」というように、自身の生育歴について真実告知などを養育困難が現れると予想される思春期を迎える前に意識的に行うことが、養育負担の軽減につながると推測される。積極的に当事者同士が出会い相談しあえるような場を確保していく

ことが大切であろう。

(4) 受容と早期協力体制の構築

インタビューを通して、里親は子どもの養育困難が現れるにつれて、徐々に受容・自己決定を尊重するような姿勢へと変化していく様子があった。子どもの養育に難しさが現れ、家庭内だけでは解決できない問題が増えた場合、里親をはじめとする支援者には、受容的な対応が求められるという認識が必要といえる。また、養育困難が現れた後に、専門機関への相談やカウンセリング等の資源と関わりを始めるのではなく、早い段階から学校や他の家庭の保護者へ子どもの理解を要請しておくことや、医療機関を含めてカウンセリングなどの専門機関が必要になることを想定しておくことが望ましいと考えられる。

(5) 多様な支援体制の実現

制度への要望として共通していたのは、理解ある専門職および専門機関の不在である。相談窓口が少ないことや相談しても理解がないこと、児童福祉司だけでなく心理職、医師らとともに情報を共有したいという声があった。身近な市町村に支援に加わってほしいという声もあり、現状の児童相談所や里親支援機関事業だけでは相談体制ではニーズに答えづらい状況も推測できる。

学校（教師）の存在の大きさについても言及したい。学校教師の理解の差は、子どもの状態に大きく影響を及ぼしていた。里親と相談機関らが協力し、良き理解者となるよう働きかけることが必要であろう。

6. 養育指針の方向性

以上の考察から、思春期の予防的な環境構築には、思春期に想定される課題を認識すること、子どもの状態の正確な把握と協力者の存在、アイデンティティ形成のための体制を整える必要性が明らかになった。そこで、里親制度における指針となるべき里親及びファミリーホーム養育指針および里親委託ガイドライン（以下：ガイドライン）の今後の充実に向けて検討を行いたい。

1点目は、思春期の子どもの課題に対する予防

的対策項目の追加である。ガイドラインおよび指針では、里親と関係性が悪化した場合の支援の必要性については、被措置児童等虐待対応の項目において、「思春期の犯行が里親家庭での不適切なかかわりにつながる恐れがある」と言及している。しかし、思春期の課題に向けた明確な言及はなく、思春期における養育の重要性の視点をさらに強調していくべきではないだろうか。

2点目は、子どものアイデンティティへの配慮の強調と体制整備である。養育指針は、子どもの自己形成に重要なものとして、生い立ちを知ることの利点や具体的なライフストーリーワークの有効性について述べている。ただ、ガイドラインに言及はなく、措置権を持つ児童相談所をはじめとする児童相談所職員のさらなる認識を得るため、追加することも必要ではないだろうか。子ども同士が出会い、集まる場を提供するように努める仕組みや体制整備を進めることも明確に示す必要がある。

3点目は、市町村レベルでの相談窓口の対応である。里親制度は都道府県が国の委託事業として行っている。里親支援機関事業の推進により、里親家庭とのかかわりは増えている。養育指針でも支援者側の市区町村との連携について述べられている。しかし、調査で共通していたのは、相談機関の少なさ、身近で敷居の低い相談窓口の設置ニーズであった。市区町村に里親養育に理解のあるものの配置や相談窓口を設ける意味は大きいと思われる。

引用文献

- ・愛沢隆一（2011）「思春期の荒れとそれに直面する里親家庭を支える」里親と子ども編集委員会編『里親と子ども Vol. 6』34-39
- ・河野洋子（2012）「大分県の里親委託推進の取り組み」養子と里親を考える会第 113 回研究会資料。
- ・木ノ内博道（2011）「8 章 里親会の現状と里親支援機関の可能性」
- ・厚生労働省（2012）「社会的養護の課題と将来像」
- ・厚生労働省（2012）「里親委託ガイドライン」
- ・厚生労働省（2012）「里親及びファミリーホーム養育指針」
- ・櫻井奈津子（1994）『新しい家族』24 巻, 12
- ・櫻井奈津子（1997）『新しい家族』31 巻, 67-85
- ・庄司順一・篠島里佳（2007）「1 総論 虐待・発達障害と里親養育」里親と子ども編集委員会編『里親と子ども Vol. 2』明石出版, 6-12
- ・庄司順一・鈴木努・宮島清編（2012）『里親養育と里親ソーシャルワーク』, 127-138
- ・庄司順一・宮島清・澁谷昌史・有村大士（2012）「児童相談所における里親委託および遺棄児童に関する調査報告書」, 全国児童相談所長会。
- ・庄司順一（2009）『施設から里親への円滑な移行と里親支援のあり方に関する研究』平成 20 年度児童関連サービス研究等事業報告書, 財団法人こども未来財団。
- ・藤林武史・坂本雅子（2010）「福岡市における里親支援」『世界の児童と母性』69 号, 64 - 9。
- ・宮島清（2012）「改革の中にある里親養育・里親支援について考える」養子と里親を考える会第 113 回研究会資料